

電気事業法および関連法の改正に伴う内容変更

令和5年3月20日、電気事業法および関連法が改正・施行されました。

下記書籍の記載内容は、次の改正後の内容に置き換えてご使用ください。

改訂2版 第一種電気工事士筆記試験パーフェクトブック

2013年6月5日改訂第2版第1刷発行

2016年3月3日改訂第2版第2刷発行

2020年2月17日改訂第2版第3刷発行

箇所	改正前	改正後																		
186 ページ Q1	電気工作物は三種類に分けられる	電気工作物は四種類に分けられる																		
186 ページ 1 電気工作物の種類 1～2 行目	電気工作物は図1のように、電気事業の用に供する電気工作物、自家用電気工作物、一般用電気工作物の3種に分けられる。	電気工作物は図1のように、電気事業の用に供する電気工作物、自家用電気工作物、 小規模事業用電気工作物 、一般用電気工作物の4種に分けられる。																		
186 ページ 1 電気工作物の種類 図1を右図に変更		<p>（主任技術者が保安のための指示を行う。） 〔工事、維持、運用等〕</p> <p>（500kW未満の自家用電気工作物に係る電気工事は、第一種電気工事士の免状交付を受けているものが従事できる。）</p> <p>（一般用電気工作物等に係る電気工事は、第一種・第二種電気工事士の免状交付を受けているものが従事できる。）</p> <p>（小規模発電設備の所有者又は占有者は、経済産業大臣から必要事項の提出を求められた時、報告しなければならない。）</p> <p>（電線路維持運用者が調査義務を負う ・設置、変更時及び4年又は5年に1回以上実施 ・その措置と措置しないで生ずる結果を所有者又は占有者に通知する。）</p>																		
186 ページ 3 一般用電気工作物 とは 2 行目	じ構内で連係して使用する小出力発電設備も含む。	じ構内で連係して設置する出力が経済産業省令で定める出力未満の小規模発電設備*も含む。																		
186 ページ 3 一般用電気工作物 とは 3 行目～	<p>・小出力発電設備とは 発電電圧 600V 以下で出力が下記のもの。</p> <table border="1"> <tr> <td>太陽電池発電設備</td> <td>50kW 未満</td> </tr> <tr> <td>風力発電設備</td> <td>20kW 未満</td> </tr> <tr> <td>水力発電設備</td> <td>20kW 未満…</td> </tr> <tr> <td>内燃力発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>燃料電池発電設備</td> <td>10kW 未満…</td> </tr> </table>	太陽電池発電設備	50kW 未満	風力発電設備	20kW 未満	水力発電設備	20kW 未満…	内燃力発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満…	<p>*一般用電気工作物となる小規模発電設備とは 発電電圧 600V 以下で出力が下記のもの。</p> <table border="1"> <tr> <td>太陽電池発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>水力発電設備</td> <td>20kW 未満…</td> </tr> <tr> <td>内燃力発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>燃料電池発電設備</td> <td>10kW 未満…</td> </tr> </table>	太陽電池発電設備	10kW 未満	水力発電設備	20kW 未満…	内燃力発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満…
太陽電池発電設備	50kW 未満																			
風力発電設備	20kW 未満																			
水力発電設備	20kW 未満…																			
内燃力発電設備	10kW 未満																			
燃料電池発電設備	10kW 未満…																			
太陽電池発電設備	10kW 未満																			
水力発電設備	20kW 未満…																			
内燃力発電設備	10kW 未満																			
燃料電池発電設備	10kW 未満…																			
188 ページ 問2 問題文 2 行目	を受ける小出力発電設備は。	を受ける 小規模 発電設備は。																		
188 ページ 問2 選択肢イ	イ. 出力 15 [kW] の太陽電池発電設備	イ. 出力 5 [kW] の太陽電池発電設備																		
296 ページ 1 電気事業法 問1 解説 1 行目～	〔解き方〕スタディポイントより、出力 50 [kW] 未満の太陽電池発電設備、出力 20 [kW] 未満の風力発電設備、水力発電設備…	〔解き方〕スタディポイントより、出力 10 [kW] 未満の太陽電池発電設備、出力 20 [kW] 未満の水力発電設備…																		
296 ページ 1 電気事業法 問2 解説 1 行目～	〔解き方〕一般用電気工作物の適用を受ける小出力発電設備は、スタディポイントより、出力 50 [kW] 未満の太陽電池発電設備、出力 20 [kW] 未満の風力発電設備および水力発電設備…	〔解き方〕一般用電気工作物の適用を受ける 小規模 発電設備は、スタディポイントより、出力 10 [kW] 未満の太陽電池発電設備、出力 20 [kW] 未満の水力発電設備…																		

※法改正の詳細は、次ページをご確認ください。

電気事業法および関連法の改正について

令和5年3月20日、電気事業法および関連法が改正・施行されました。

この改正により、これまでの「小出力発電設備」は「小規模発電設備」に名称が変更され、出力が20kW未満の風力発電設備、10kW以上50kW未満の太陽電池発電設備は、新たに新設された「小規模事業用電気工作物」として事業用電気工作物の区分となります。

また、第二種電気工事士の資格範囲が、従来の「一般用電気工作物（低圧受電設備および小出力発電設備）」から「一般用電気工作物等（一般用電気工作物および小規模事業用電気工作物）」に変更され、一般用電気工事の定義が「一般用電気工作物に係る電気工事」から「一般用電気工作物等に係る電気工事」に変更されました。

弊社発行の電気工事士関連の各書籍につきましては、書籍の記載内容を改正後の内容に置き換えてご使用ください。

電気工作物の区分																													
<p>●改正前</p>	<p>●改正後</p>																												
小規模発電設備（旧：小出力発電設備）の概要																													
<p>●改正前：小出力発電設備（抜粋） 出力電圧 600V 以下，出力の合計 50kW 未満</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="6">小出力 発電設備</th> <th>設備名</th> <th>出力</th> <th rowspan="6">一般用 電気工作物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風力発電設備</td> <td>20kW 未満</td> </tr> <tr> <td>太陽電池発電設備</td> <td>50kW 未満</td> </tr> <tr> <td>水力発電設備*</td> <td>20kW 未満</td> </tr> <tr> <td>内燃力発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>燃料電池発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>*最大使用水量 1m³/s 未満（ダムを伴うものを除く）</p>	小出力 発電設備	設備名	出力	一般用 電気工作物	風力発電設備	20kW 未満	太陽電池発電設備	50kW 未満	水力発電設備*	20kW 未満	内燃力発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満	<p>●改正後：小規模発電設備（抜粋） 出力電圧 600V 以下，出力の合計 50kW 未満</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="6">小規模 発電設備</th> <th>設備名</th> <th>出力</th> <th rowspan="6">一般用 電気工作物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風力発電設備</td> <td>20kW 未満</td> </tr> <tr> <td>太陽電池発電設備</td> <td>50kW 未満 10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>水力発電設備*</td> <td>20kW 未満</td> </tr> <tr> <td>内燃力発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> <tr> <td>燃料電池発電設備</td> <td>10kW 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>*最大使用水量 1m³/s 未満（ダムを伴うものを除く）</p>	小規模 発電設備	設備名	出力	一般用 電気工作物	風力発電設備	20kW 未満	太陽電池発電設備	50kW 未満 10kW 未満	水力発電設備*	20kW 未満	内燃力発電設備	10kW 未満	燃料電池発電設備	10kW 未満
小出力 発電設備		設備名	出力		一般用 電気工作物																								
		風力発電設備	20kW 未満																										
		太陽電池発電設備	50kW 未満																										
		水力発電設備*	20kW 未満																										
		内燃力発電設備	10kW 未満																										
	燃料電池発電設備	10kW 未満																											
小規模 発電設備	設備名	出力	一般用 電気工作物																										
	風力発電設備	20kW 未満																											
	太陽電池発電設備	50kW 未満 10kW 未満																											
	水力発電設備*	20kW 未満																											
	内燃力発電設備	10kW 未満																											
	燃料電池発電設備	10kW 未満																											
第二種電気工事士の資格範囲																													
<p>●改正前 一般用電気工作物に係る電気工事</p>	<p>●改正後 一般用電気工作物等に係る電気工事 (※第二種電気工事士の資格範囲は改正前と変わらない。)</p>																												
電気工事の定義																													
<p>●改正前 「電気工事」とは、一般用電気工作物又は 自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう</p>	<p>●改正後 「電気工事」とは、一般用電気工作物等又は 自家用電気工作物を設置し、又は変更する工事をいう</p>																												